



平成 29 年 5 月 10 日

各位

会社名 日 東 紡  
代表者名 取締役代表執行役社長 辻 裕一  
(コード：3110、東証第1部)  
問合せ先 常務執行役 野崎 有  
(TEL. 03-4582-5040)

### 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の当社第 156 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に株式併合、単元株式数及び発行可能株式総数の変更等に係る定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 100 株に変更いたします（以下、「本単元株式数変更」といいます）。

##### (2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案及び「3. 定款一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

前記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株にするにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準（全国証券取引所が望ましいとする水準である 5 万円以上 50 万円未満）に調整するため、株式併合（5 株を 1 株に併合）を行います（以下、「本株式併合」といいます。）。  
なお、本単元株式数変更及び本株式併合に伴い、当社株式の売買における投資単位

(金額)は従前に比して2分の1の水準となります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・割合 平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日(実質的には9月29日)現在の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、5株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	199,677,560株
併合により減少する株式数	159,742,048株
併合後の発行済株式総数	39,935,512株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	11,437名(100%)	199,677,560株(100%)
5株以上所有株主	11,092名(96.98%)	199,677,005株(100%)
5株未満所有株主	345名(3.02%)	555株(0.00%)

(注)上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満をご所有の株主様345名(所有株式数555株)は、株主としての地位を失うこととなります。

なお、単元未満株式をご所有の株主様は、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払いいたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成29年10月1日をもって、株式併合割合(5分の1)に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	6億株
変更後の発行可能株式総数	1億2千万株

(6) 株式併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案並びに後記「3. 定款一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款一部変更

#### (1) 変更の理由

①前記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行済株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するために、現行定款第9条を変更いたします。

なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

②執行役の任期に関する記載の見直しのため、現行定款第31条を変更いたします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は、変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>6億株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>1億2千万株</u> とする。
第9条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	第9条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。
第31条（任期） 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する <u>定時株主総会の終結</u> の時までとする。	第31条（任期） 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する <u>定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結</u> の時までとする。
<u>新設</u>	<u>附 則</u> 第6条及び第9条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。 本附則は、平成29年10月1日の経過後、これを削除するものとする。

#### (3) 変更の条件

本株主総会において、本定款一部変更に関する議案並びに前記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 10 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 28 日 (予定)
定款一部変更 (第 31 条) の効力発生日	平成 29 年 6 月 28 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
定款一部変更 (第 6 条及び第 9 条) の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は、平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 29 年 9 月 27 日となります。

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式の変更及び株式併合に関する Q & A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更とは、どのようなことですか。

単元株式とは、株主総会における議決権の単元及び証券取引所において売買の単位となる株式数のことです。現在、当社の1単元の株式数は、1,000株ですが、これを100株に変更するのが、今回の単元株式数の変更です。

Q2. 株式併合とは、どのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とすることです。今回、当社では、5株を1株に併合いたします。

Q3. 単元株式数変更、株式併合の目的を教えてください。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を100株に変更することに併せて、投資単位を全国証券取引所が望ましいとする水準である5万円以上50万円未満とすべく、5株を1株に併合いたします。

Q4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式市況の変動等他の要因を除けば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響を与えることはありません。今回の株式併合により、株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、1株当たりの資産価値は5倍になります。また、株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q5. 所有株式数や議決権数はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月末日の最終の株主名簿に記載されたご所有株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日（平成29年10月1日予定）前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000株	5個	1,000株	10個	なし
例②	1,003株	1個	200株	2個	0.6株
例③	500株	なし	100株	1個	なし
例④	432株	なし	86株	なし	0.4株
例⑤	4株	なし	なし	なし	0.8株

- ・例①、例③に該当する株主様は、特段のお手続きは必要ありません。
- ・例②、例④、例⑤に発生する単元未満株式につきましては、ご希望により「単元未満株式の買取り」制度がご利用できます。
- ・併合の結果、1株に満たない端数株式が生じる場合（例②、例④、例⑤）は、端数株式の全てを当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数株式の割合に応じてお支払いたします。当社よりお支払する金額及びお手続きについては、平成29年12月にご案内する予定です。
- ・効力発生前のご所有株式数が5株未満（例⑤）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。  
 なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6. 受け取る配当金は、どうなるのでしょうか。

株主様が所有する当社株式数は、株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあたっては、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金総額に影響が生ずることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q7. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

以下のとおり予定しております。

平成29年6月28日（予定）	定時株主総会
平成29年9月26日（予定）	1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日（予定）	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日（予定）	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
平成29年12月下旬頃（予定）	端数株式処分代金のお支払

Q8. 株主自身で何か必要手続きはありますか

特にお手続きは必要ありません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してのお問い合わせ並びに単元未満株式の買取制度、その他株式に関する各種お手続きについてのお問い合わせは、株主様のお取引されている証券会社又は証券会社に口座を作られていない場合には、次の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社  
同 連 絡 先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番地4号  
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
電 話 0120-288-324（フリーダイヤル）  
受 付 時 間 平日9時～17時

以上